

8. 僧籍削除願

衆徒が、住職の教導に従わず、次の各号のいずれかに該当する場合、所属寺院の住職は、総局に対してその衆徒の僧籍削除を申請することができます。

- ① 住職の承認を得ず、5年以上の期間所属寺院を離れている。
- ② 宗門に対する賦課金納付等の義務を5年以上履行しない。

[僧侶規程 9 ①]

(1) 申請者 住職

(2) 理由書の記載事項

① 削除の理由

- a 寺を離れた年月日 b 当時の経緯

② 調査事項

- a 本人の親族の連絡先 b 本人の連絡先

③ 本人不在中の賦課金納付者

【参考】願記受理後の宗派内手続き

- 総局は、申請に理由がある（妥当である）と認めたときは、当該衆徒に対し、僧籍を削除する旨の予告をします。この場合において、本人の住所が不明であるときは、その者の氏名及び所属寺院を宗報に2回掲載して予告します。 [僧侶規程 9 ②]

- ⇒ 予告に関する書類を発送した日又は宗報に第2回目の予告を掲載した日から起算して60日以内に当該衆徒から異議の申立てがないとき、又は異議を申立てた正当な理由がないと認めたときは、総局は、当該衆徒の僧籍を削除し、その氏名等を告示します。 [僧侶規程 9 ③]

[註] 僧籍を削除された者は、僧籍削除の告示があった日から4ヶ月以内に監正局に僧籍復活に関する異議の申立てができます。

[僧侶規程 9 ④]